

○千葉県中小企業振興資金融資要綱

千葉県中小企業振興資金融資要綱

(目的)

第一条 この要綱は、県内中小企業の経営基盤の確立と近代化のために必要な資金を融資し、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 次に掲げる者であつて、県内に事務所又は事業所を有するもの（次条第八号に規定する事業承継資金にあつては、県内に事務所又は事業所を有する者の経営を承継しようとする者を含む。）をいう。
  - イ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第二条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる者
  - ロ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項の認定を受けた同項第一号に掲げる会社（同号イに該当するものに限る。）の代表者又は同項第三号に掲げる者であつて、同法第十三条第二項又は第五項の規定により法第二条第一項の中小企業者とみなされるもの
- 二 組合 法第二条第一項第三号、第四号又は第七号から第十一号までのいずれかに掲げる者（同項第三号に掲げる者にあつては、中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に限る。）に限る。）であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 三 小規模企業者 法第二条第三項に掲げる者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 四 特定事業者 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十二條第一項に規定する承認経営革新事業を行う同項に規定する特定事業者のうち法第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 五 創業者 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三十一項第一号又は第三号に掲げる者であつて、県内に事務所又は事業所を設け、事業を開始するものをいう。
- 六 取扱金融機関 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第一条の三に規定する金融機関のうち別に定めるところにより知事が指定する金融機関をいう。
- 七 申込受付機関 県内に所在する商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会並びに取扱金融機関をいう。

(融資資金の種類)

第三条 この要綱に基づき取扱金融機関が中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）並びに特定事業者及び創業者に融資する資金（以下「融資資金」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事業資金
- 二 サポート短期資金
- 三 小規模事業資金
- 四 創業資金
- 五 挑戦資金
- 六 セーフティネット資金
- 七 再生資金
- 八 事業承継資金
- 九 経営者保証非提供補助活用資金
- 十 経営力強化資金

- 十一 観光施設資金
- 十二 環境保全資金
- 十三 障害者雇用推進資金
- 十四 事業承継特別資金
- 十五 事業継続強化資金
- 十六 ちばSDGsパートナー支援資金

(融資を受ける者の資格)

第四条 この要綱に基づき融資を受けることができる者は、返済能力がある中小企業者等又は特定事業者とする。ただし、次の各号に掲げる資金にあつては、当該各号に定める者とする。

- 一 事業資金及びサポート短期資金 原則として一年以上引き続き同一事業を営み、かつ、返済能力がある中小企業者等
  - 二 創業資金 返済能力がある中小企業者又は創業者であつて、かつ、申込者本人（法人にあつては、代表者）が都道府県民税の課税対象者である場合は当該都道府県民税を完納しているもの
- 2 前項に定めるもののほか、法令の規定により許可を受けることその他の手続を必要とする事業に係る融資を受けることができる者は、当該法令に規定する手続を経ている中小企業者等、特定事業者又は創業者とする。

(融資の対象者等)

第五条 融資資金の融資対象者、資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率、償還方法等は、別表に掲げるとおりとする。

(信用保証)

第六条 サポート短期資金、小規模事業資金、創業資金、セーフティネット資金、再生資金、事業承継資金、経営者保証非提供補助活用資金及び経営力強化資金（以下「保証付資金」という。）に係る融資並びに保証付資金以外の資金に係る融資であつて申込受付機関又は融資の依頼を受けた取扱金融機関が千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付する必要があると認めたものについては、保証協会の保証を付するものとする。

(保証人)

第七条 この要綱に基づき融資する場合においては、融資を受ける者に法人の代表者（組合にあつては、代表理事）を除き連帯保証人を立てさせてはならない。ただし、取扱金融機関（保証協会の保証を付して融資を行う融資資金にあつては、保証協会又は取扱金融機関）が必要であると認めた場合は、この限りでない。

(担保)

第八条 保証協会又は取扱金融機関は、小規模事業資金又は経営者保証非提供補助活用資金を融資する場合においては、担保を提供させてはならない。

2 保証協会又は取扱金融機関は、小規模事業資金又は経営者保証非提供補助活用資金以外の融資資金を融資する場合においては、必要に応じて担保を提供させることができる。

(融資の申込み)

第九条 融資資金の融資の申込みは、融資資金の種類ごとに知事が別に定める申込受付機関に対し、知事が別に定める融資申込書及び添付書類により行うものとする。

2 セーフティネット資金、経営者保証非提供補助活用資金及び経営力強化資金のうち融資対象者が法第二条第五項の規定による認定を受けた者であるものに係る融資の申込みは、当該認定の有効期間内に行わなければならない。

3 セーフティネット資金（融資対象者が法第二条第五項第一号に該当し、同項の規定による認定を受けた者であるもの又は取引先企業の倒産に伴い売掛債権が回収困難となつている者であるものに限る。）に係る融資の申込みは、取引先企業の倒産の日から一年以内に行うものとする。

(融資の依頼等)

第十条 融資資金の融資の申込みを受けた申込受付機関（取扱金融機関を除く。）は、その内容を審査し、融資が適当と認めるときは、知事が別に定める依頼書により取扱金融機関に融資を依頼するものとする。ただし、保証付資金に係る融資及び保証付資金以外の資金に係る融資であつて保証協会の保証を付する必要があると認められるものについては、知事が別に定める依頼書により保証協会に対し融資のあつせんを依頼するものとする。

2 取扱金融機関は、前条の規定により融資の申込みを受け、又は前項の規定により融資の依頼を受けた場合は、その内容を審査し、保証付資金に係る融資及び保証付資金以外の資金に係る融資であつて保証協会の保証を付する必要があると認めたものについては、保証協会所定の信用保証依頼書により保証協会に対して保証を依頼するものとする。

3 保証協会は、第一項ただし書の規定により融資のあつせんの依頼を受けた場合又は前項の規定により保証の依頼を受けた場合は、その内容を審査し、保証を付することが適当と認めたものについては、保証を付して取扱金融機関に融資をあつせんするものとし、保証を付することが適当でないとき、又は取扱金融機関に融資のあつせんをした後、次条第二項の規定により融資の否決の通知を受けたときは、その旨を申込受付機関に通知するものとする。

4 前条の規定により融資の申込みを受けた申込受付機関は、その内容を審査し、融資が適当でないとき、前項の規定により保証を付することが適当でない旨若しくは融資の否決の報告を受けた旨の通知を受けたとき、又は次条第二項の規定により融資の否決の報告を受けたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(融資の決定等)

第十一条 取扱金融機関は、第九条の規定により融資の申込みを受けたとき、前条第一項の規定により融資の依頼を受けたとき、又は同条第三項の規定により融資のあつせんを受けたときは、速やかに融資の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により融資の可否の決定をした取扱金融機関は、その旨を知事が別に定める決定書により当該融資の依頼をした申込受付機関又は当該融資のあつせんをした保証協会に報告しなければならない。

(資金の預託)

第十二条 知事は、融資資金の融資源として、予算の範囲内において、県の資金を取扱金融機関に預託するものとする。

(預託の額)

第十三条 前条の規定による資金（以下この項及び次条において「預託資金」という。）の額は、この要綱に基づく融資資金の残高のおおむね三分の一の額とする。ただし、知事が融資資金の残高に対する預託資金の割合について別に定める場合は、この限りではない。

(預託の期間及び利率)

第十四条 取扱金融機関に対する預託資金の預託の期間及び利率は、次の各号に定めるとおりとする。

一 預託の期間 知事が別に定める期間

二 預託の利率 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条の二第一項各号列記以外の部分に規定する決済用預金の利率とする。

(拘束性預金の禁止)

第十五条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資をする場合においては、当該融資を受けた者に拘束性預金をさせてはならない。

(融資の実績報告)

第十六条 取扱金融機関は、融資資金ごとの融資実績を知事が別に定める報告書により毎月十三日までに知事に報告しなければならない。

(返済の猶予)

第十七条 取扱金融機関は、この要綱に基づき融資を受けた者が災害その他知事が別に定める事由によりその返済に困難を来していると認める場合は、別表に規定する融資期間を超えて（ただし、二年の延長を限度とする。）返済を猶予することができるものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により返済を猶予しようとするときは、知事が別に定める申請書により知事の承認を得なければならない。

(繰上げ償還)

第十八条 知事は、この要綱に基づき融資資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、融資資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

一 融資申込みの際に提出された書類に不実の記載があつたとき。

二 融資を受けた資金をこの要綱に定める資金用途以外に使用したとき。

三 前各号に掲げるもののほか、この要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があつたとき。  
(融資申込受付処理簿の備付け)

第十九条 融資資金の融資の申込みを受けた申込受付機関は、融資申込受付処理簿を備え、サポート短期資金を除く融資資金についてその処理の状況を記載しなければならない。

(調査等)

第二十条 知事は、この要綱の実施に関し必要があると認めるときは、申込受付機関、保証協会及び取扱金融機関並びにこの要綱に基づき融資を受けた者について調査し、又は報告を求めるものとする。

(その他)

第二十一条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和七年四月一日から施行する。

2 取扱金融機関は、融資資金の融資を受けた者から融資期間の延長の申込みがあつたときは、当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資期間の範囲内において、当該融資期間の延長を認めることができるものとする。

3 前項の規定により融資期間の延長をする場合の当該延長後の融資利率については、次の各号に掲げる融資資金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 融資資金のうち保証協会の小口零細企業保証若しくは経営力強化保証（小口零細企業保証、経営力強化保証（知事が別に定めるものに限る。）、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）第四条の規定による改正前の中小企業等経営強化法第四条第一項に規定する創業等関連保証（以下「創業等関連保証」という。）、産業競争力強化法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）、法第十二条に規定する経営安定関連保証（以下「経営安定関連保証」という。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下「激甚災害財政援助法」という。）第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下「災害関係保証」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「東日本大震災法」という。）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証（以下「東日本大震災復興緊急保証」という。）又は法第十五条に規定する危機関連保証（以下「危機関連保証」という。）を付した融資資金を借入残高の範囲内で借り換えた融資資金に付されたものに限る。附則第五項第一号において同じ。）、創業等関連保証、創業関連保証、経営安定関連保証、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証、産業競争力強化法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証（以下「事業再生計画実施関連保証」という。）（知事が別に定めるものに限る。附則第五項第一号において同じ。）又は危機関連保証を付した融資資金及び事業資金 延長前の融資期間に当該延長に係る期間を通算した期間を当該融資資金について当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資期間とみなした場合の当該融資期間に対応する融資利率。ただし、サポート短期資金にあつては、当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資利率

二 サポート短期資金（前号に掲げるものを除く。） 当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資利率

三 前二号に掲げる融資資金以外の融資資金延長前の融資期間に当該延長に係る期間を通算した期間を当該融資資金について当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資期間とみなした場合の当該融資期間に対応する融資利率に年〇・五パーセントの割合を加えた融資利率以内

4 取扱金融機関は、融資資金（融資がなされた日から起算して六月を経過したものに限る。）について、令和八年三月三十一日までの間に当該融資を受けた者（売上高が減少している者等であつて知事が別に定める者に限る。）から当該融資資金について当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資期間を超えて当該融資に係る融資期間の延長の申込みがあつたときは、次の各号に掲げる融資資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度として融資期間を延長することができるものとする。

一 サポート短期資金 六月

二 セーフティネット資金であつて、その資金使途が運転資金であるもの 三年

- 三 前各号に掲げる融資資金以外の融資資金 一年
- 5 前項の規定により融資期間の延長をする場合の当該延長後の融資利率については、次の各号に掲げる融資資金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 保証協会の小口零細企業保証若しくは経営力強化保証、創業等関連保証、創業関連保証、経営安定関連保証、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証、事業再生計画実施関連保証又は危機関連保証を付した融資資金及び事業資金延長前の当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資利率のうち最も長い融資期間の区分に対応する融資利率。ただし、サポート短期資金にあつては、当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資利率
- 二 サポート短期資金（前号に掲げるものを除く。） 当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資利率に年〇・五パーセントの割合を加えた融資利率以内
- 三 前二号に掲げる融資資金以外の融資資金 当該融資の時に適用されていたこの要綱に基づく融資利率のうち最も長い融資期間の区分に対応する融資利率に年〇・五パーセントの割合を加えた融資利率以内
- 6 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において保証協会に保証の申込みがなされたセーフティネット資金に係る別表融資限度額の欄の規定の適用については、同欄中「三千万円以内。ただし、この項融資対象者の欄第四号に該当する場合にあつては六千万円」とあるのは、「八千万円」とする。
- 7 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において保証協会に保証の申込みがなされた再生資金（知事が別に定めるものに限る。）に係る別表償還方法の欄の規定の適用については、同欄中「一年以内」とあるのは「三年以内」とし、備考の欄の規定の適用については、同欄中「事業再生計画実施関連保証」とあるのは「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」とする。

別表（第五条）

融資資金の種類	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	償還方法	備考
事業資金	中小企業者等であつて、店舗、工場、倉庫、従業員福祉施設等の新築、増改築、省エネルギー設備等各種設備機械の購入等に要する資金の調達に困難を来しているもの	設備資金	一中小企業者等一億円以内。ただし、保証協会の保証を付さずに当該中小企業者等が所有する設備機械等（設備機械、車両その他の有形固定資産をいう。）を担保に供して一億円以内の融資を受ける者が、併せて取扱金融機関が適当と認める融資を受ける場合にあつては、二億円以内	十年以内	融資期間が三年以上のもの年一・三パーセント以上二・三パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・五パーセント以上二・五パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・七パーセント以上二・七パーセント以内、七年を超え	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）	

					ント以上 二・九パーセ ント以内		
	中小企業者 等であつて、 原材料、商品 の購入等に 要する資金 の調達に困 難を来して いるもの	運転資金	一中小企業者 等八千万円以 内	七年以内	融資期間が 三年以内の もの年一・三 パーセント 以上二・三パ ーセント以 内、三年を超 え五年以内 のもの年 一・五パーセ ント以上 二・五パーセ ント以内、五 年を超え七 年以内のも の年一・七パ ーセント以 上二・七パー セント以内	割賦償 還（一年 以内の 据置期 間を置 くこと ができ る。）	
サポート 短期資金	小規模企業 者であつて、 一時的な資 金の調達に 困難を来し ているもの	運転資金	保証協会の保 証が付された 融資の残高と の合計額が二 千万円以下と なる額以内で 一小規模企業 者千二百万円 以内	割賦償還 の場合にあ つては一年 以内とし、一 括償還の場合 にあつては六 箇月以内と する。	年一・〇パー セント以内	割賦償 還又は一 括償還	保証協会の 行う小口零 細企業保証 を付するも のとする。
	中小企業者 等であつて、 一時的な資 金の調達に 困難を来し ているもの （保証協会 の売掛債権 を担保とし て行う流動 資産担保融 資保証を付 する資金を 除く。）	運転資金	次の各号に掲 げる区分に応 じ、それぞれ 当該各号に定 める額（この 項小規模企業 者であつて、 一時的な資金 の調達に困難 を来している ものの目に掲 げる融資を受 けている小規 模企業者にあ つては、当該 各号に定める 額からその融 資の額を	割賦償還 の場合にあ つては一年 以内とし、一 括償還の場合 にあつては六 箇月以内と する。	年一・二パー セント以内	割賦償 還又は一 括償還	

		控除した額) 以内 一 中小企業者 一 中小企業者千二百万円 二 組合 一 組合千八百万円 (組合が組合員に転貸することを目的として融資を受ける場合は、その組合員数に千二百万円を乗じて得た額)				
	中小企業者等であつて、一時的な資金の調達に困難を来しているもの (保証協会の売掛債権を担保として行う流動資産担保融資保証を付する資金に限る。)	運転資金	一 中小企業者等五千万円以内	一年以内	年一・三パーセント以内	一括償還
小規模事業資金	小規模企業者であつて、担保が不足することにより事業資金の調達に困難を来しているもの (保証協会の無担保で行う小口零細企業保証を付する資金に限る。)	設備資金又は運転資金 (設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。)	保証協会の保証が付された融資の残高と合計額が二千万円以下となる額以内で一 小規模企業者二千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・四パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・六パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・八パーセント以内、七年を超えるもの年二・〇パーセント以内	割賦償還 (一年以内の据置期間を置くことができる。)

	小規模企業者であつて、担保が不足することにより事業資金の調達に困難を来しているもの（保証協会の無担保で行う保証を付する資金に限る。）	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一 小規模企業者五千万円（この項小規模企業者であつて、担保が不足することにより事業資金の調達に困難を来しているもの（保証協会の無担保で行う小口零細企業保証を付する資金に限る。）の目に掲げる融資を受けている小規模企業者にあつては、五千万円からその融資の額を控除した額）以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・七パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・九パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年二・一パーセント以内、七年を超えるもの年二・三パーセント以内	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）	
創業資金	創業者又は創業後五年未満の中小企業者であつて、事業資金の調達に困難を来しているもの	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一 創業者又は一 中小企業者三千五百万円以内（以下「創業資金の融資限度額」という。）。ただし、運転資金にあつては、二千五百万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては五年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・二パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・四パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・六パーセント以内	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）	創業関連保証を付するものとする。
	創業者又は創業後五年未満の中小企業者であつて、創業資金の融資限度額を超える事業資金の調達に困難を来しているもの（次の各号のいずれかに該	設備資金	一 創業者又は一 中小企業者につき、創業資金の融資限度額に二千五百万円を加えた額以内	七年以内	融資期間が三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）	

	当する者に限る。) 一 同一企業に継続して三年以上勤務した者又は同一業種の企業に五年以上勤務した者で、独立して同一業種の事業を創業しようとするもの又は創業したもの 二 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かし新たな事業を創業しようとするもの又は創業したもの				内		
挑戦資金	中小企業者等又は特定事業者であつて、次の各号のいずれか(特定事業者にあつては、第一号に限る。)に該当する資金の調達に困難を来しているもの 一 中小企業等経営強化法第十四条第	設備資金又は運転資金(設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。)	一 中小企業者等又は一特定事業者一億円以内。ただし、運転資金にあつては、五千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内	割賦償還(設備資金と使用に係る資金にあつては三年以内、運転資金と使用に係る資金にあつては二年以	この項融資対象者の欄第一号に該当する場合には、保証協会の保証を付するときは、中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証を、同欄第二号に該当する場合には、保

	<p>一 項の規定により承認を受けた計画事業を行うために要する資金</p> <p>二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号。以下「地域商店街活性化法」という。）第四条第一項の規定により認定を受けた事業計画を行うために要する資金</p>					<p>内の据置期間を置くことができる。）</p>	<p>証協会の保証を付するときは、地域商店街活性化法第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証を付するものとする。</p>
<p>セーフティネット資金</p>	<p>法第二条第五項の規定による認定を受けた中小企業者等であつて、経営の安定に支障を生じているもの</p>	<p>設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）</p>	<p>一 中小企業者等八千万円以内</p>	<p>設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。</p>	<p>融資期間が三年以内のもの年一・二パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・四パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・六パーセント以内、七年を超えるもの年一・八パーセ</p>	<p>割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）</p>	<p>経営安定関連保証を付するものとする。</p>

					ント以内		
法第二条第六項の規定による認定を受けた中小企業者等であつて、経営の安定に支障を生じているもの	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一 中小企業者等八千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・二パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・四パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・六パーセント以内、七年を超えるもの年一・八パーセント以内	割賦償還（二年以内の据置期間を置くことができる。）	危機関連保証を付するものとする。	
中小企業者等であつて、次の各号のいずれかに該当するもの 一 激甚災害財政援助法第二条第一項に規定する激甚災害により被害を受けた者で、復旧のための資金の調達に困難を来しているもの 二 東日本大震災法第二百二十八条第一項各号のいずれかに該当する者で、復旧のための資金の	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一 中小企業者等八千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・二パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・四パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・六パーセント以内、七年を超えるもの年一・八パーセント以内	割賦償還（二年以内の据置期間を置くことができる。）	激甚災害財政援助法第二条第一項に規定する激甚災害により被害を受けた者で復旧のための資金の調達に困難を来しているものを融資対象者とする資金については災害関係保証を、東日本大震災法第二百二十八条第一項各号のいずれかに該当する者で復旧のための資金の調達に困難を来しているもの又は経営の安定に支障を生じているものを融資	

<p>調達に困難を来しているもの又は経営の安定に支障を生じているもの</p>					<p>対象者とする資金については東日本大震災復興緊急保証を付するものとする。</p>
<p>中小企業者等であつて、次の各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの又は復旧のための資金の調達に困難を来しているもの</p> <p>一 取引の数量の減少その他知事が定める事由が生じている者</p> <p>二 取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となつている者</p> <p>三 組合員の経営破たんにより資金繰りに支障を生じている組合</p> <p>四 知事が指定する災害により被害を受けた者</p> <p>五 その他知事が特</p>	<p>設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）</p>	<p>一 中小企業者等三千万円以内。ただし、この項融資対象者の欄第四号に該当する場合にあつては六千万円以内</p>	<p>設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。</p>	<p>融資期間が三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内</p>	<p>割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）</p>

	に必要と認める者						
再生資金	中小企業者等であつて、産業競争力強化法第百三十四条第二項第一号の規定による指導又は助言を受けて作成した計画その他の事業再生の計画に従つて事業再生を行うための資金の調達に困難を来しているもの	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者等八千万円以内	七年以内	融資期間が三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができ。）	事業再生計画実施関連保証を付するものとする。
事業承継資金	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の規定による認定を受けた中小企業者等であつて、経営の承継を行うための資金の調達に困難を来しているもの	経営承継借換関連保証を付する場合は運転資金とし、その他の場合にあつては設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者等八千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができ。）	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条に規定する経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証又は経営承継借換関連保証を付するものとする。
経営者保証非提供補助活用資金	法第二条第五項第四号又は第五号の規定による認定を受けた中小企業者等であつて、中小企	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者等八千万円以内	割賦償還の場合にあつては十年以内とし、一括償還の場合にあつては一年	融資期間が三年以内のもの年一・二パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・四パーセ	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができ。）又	経営安定関連保証を付するものとする。

	業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）第四条の二第五号に該当し、かつ、経営の安定に支障を生じているもの			以内とする。	ント以内、五年を超え七年以内のもの年一・六パーセント以内、七年を超えるもの年一・八パーセント以内	は一括償還	
	中小企業者等であつて、中小企業信用保険法施行規則第四条の二第五号に該当し、かつ、事業資金の調達に困難を来しているもの	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者等八千万円以内	割賦償還の場合にあつては十年以内とし、一括償還の場合にあつては一年以内とする。	融資期間が三年以上のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）又は一括償還	
経営力強化資金	中小企業者等であつて、中小企業等経営強化法第三十一条第二号に規定する指導及び助言を受けて策定した計画に従つて行う事業を実施するための資金の調達に困難を来しているもの	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者等八千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては五年以内とする。ただし、一括償還の場合にあつては、一年以内とする。	融資期間が三年以上のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）又は一括償還	
	法第二条第	設備資金	一中小企業者	割賦償還	融資期間が	割賦償	経営安定関

	五項第五号に該当し、同項の規定による認定を受け、かつ、中小企業等経営強化法第三十一条第二項第二号に規定する指導及び助言を受けて策定した計画に従って行う事業を実施する中小企業者等であつて、経営の安定に支障を生じているもの	又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）であつて、知事が別に定める場合に係るもの	等八千万円以内	の場合にあつては十年以内とし、一括償還の場合にあつては一年以内とする。	三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内	還（一年以内の据置期間を置くことができる。）又は一括償還	連保証を付するものとする。
観光施設資金	中小企業者等であつて、観光施設の整備に要する資金の調達に困難を来しているもの	設備資金	一中小企業者等一億円以内	十二年以内	融資期間が三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内	割賦償還（二年以内の据置期間を置くことができる。）	
環境保全資金	中小企業者等であつて、環境保全に資する事業を行うために要する資金の調達に困難を来しているもの	設備資金 又は運転資金	一中小企業者等五千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資	融資期間が三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）	

				金にあつては七年以内とする。	年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内		
障害者雇用推進資金	障害者を積極的に雇用していると知事が認める中小企業者等であつて、事業資金の調達に困難を来しているもの	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者等三千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以上のもの年一・三パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・五パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・七パーセント以内、七年を超えるもの年一・九パーセント以内	割賦償還（一年以上以内の据置期間を置くことができる。）	
事業承継特別資金	中小企業者（法人に限る。）であつて、経営の承継を行うための資金の調達に困難を来しているもの	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者（法人に限る。）八千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以上のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内	割賦償還（一年以上以内の据置期間を置くことができる。）	
事業継続強化資金	中小企業者等であつて、事業の継続のための計画に従つて事業を行うための資金の調達に困	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者等八千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金とし	融資期間が三年以上のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセ	割賦償還（一年以上以内の据置期間を置くことができる。）	

	難を来しているもの			ての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	ント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内		
ちばSDGsパートナー支援資金	持続可能な開発目標の達成に向けた活動に取り組むものとして知事が認める中小企業者等であつて、当該活動のための資金の調達に困難を来しているもの	設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）	一中小企業者等八千万円以内	設備資金としての使用に係る資金にあつては十年以内とし、運転資金としての使用に係る資金にあつては七年以内とする。	融資期間が三年以内のもの年一・五パーセント以内、三年を超え五年以内のもの年一・七パーセント以内、五年を超え七年以内のもの年一・九パーセント以内、七年を超えるもの年二・一パーセント以内	割賦償還（一年以内の据置期間を置くことができる。）	